

電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正申出審査結果表

申出事項	地域	産業	適用を受けるべき基幹的労働者の範囲	申出者に関する要件				備考	
				申出労働組合数 (合意を含む)	所属事業場数 (産業)	基幹的労働者数			
申出事項	石川県	E281 電子デバイス製造業	左の事業を営む使用者に使用される労働者 但し、 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者 (4) 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰め等の業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 を除く	E281	3	E281	5	2,345	
		E282 電子部品製造業		E282	0	E282	0	0	
		E283 記録メディア製造業		E283	0	E283	0	0	
		E284 電子回路製造業		E284	0	E284	0	0	
		E285 ユニット部品製造業		E285	0	E285	0	0	
		E289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業		E289	0	E289	0	0	
		E290 管理、補助的経済活動を行う事業所(E293・E296に限る)		E290	0	E290	0	0	
		E291 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業		E291	1	E291	1	226	
		E293 民生用電機機械器具製造業		E293	0	E293	0	0	
		E294 電球・電気照明器具製造業		E294	1	E294	1	205	
		E296 電子応用装置製造業		E296	0	E296	0	0	
		E301 通信機械器具・同関連機械器具製造業		E301	0	E301	0	0	
		E302 映像・音響機械器具製造業		E302	0	E302	0	0	
		E303 電子計算機・同付属装置製造業		E303	2	E303	2	1,222	
L7282 純粋持株会社	L7282	0	L7282	0	0				
	計	7	計	9	計 3,998	36.91%			
審査結果	同上	同上	同上 左の産業における労働者数(a) 11,091人 上記(1)~(4)該当労働者数(b) (R3最賃基礎調査結果より推定) 260人 基幹的労働者数(a-b) 10,831人 (推定)	E281	3	E281	5	2,345	
				E282	0	E282	0	0	
				E283	0	E283	0	0	
				E284	0	E284	0	0	
				E285	0	E285	0	0	
				E289	0	E289	0	0	
				E290	0	E290	0	0	
				E291	1	E291	1	226	
				E293	0	E293	0	0	
				E294	1	E294	1	205	
				E296	0	E296	0	0	
				E301	0	E301	0	0	
				E302	0	E302	0	0	
				E303	2	E303	2	1,222	
				L7282	0	L7282	0	0	
				計	7	計	9	計 3,998	
新産別最賃の運用方針(要旨)			新産別最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者に賃金の最低額に関する労働協約が適用されている場合に行われるものであること。						
61.2.14 中賃答申			参考	10,831	÷	3		3,610	
				3,998	÷	10,831		36.91%	